

『障害年金と診断書（令和7年度版）』追補

令和7年6月20日

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年法律第74号）が、令和7年6月20日に公布されました。これに伴い、障害基礎年金・厚生年金の保険料納付要件の特例措置が、10年間延長されることになりました。本文の記述は、下記のとおり変更になります（下線部）。

（7頁中段「●保険料納付要件」）

改正後	改正前
*上記の3分の2の条件を満たせなくとも、 <u>令和18年3月末日</u> までに初診日があるときには、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がなければ保険料納付要件を満たしたことになります。	*上記の3分の2の条件を満たせなくとも、 <u>令和8年3月末日</u> までに初診日があるときには、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がなければ保険料納付要件を満たしたことになります。